

20 長崎空港A滑走路周辺地域の航空機騒音対策について

【防衛省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

長崎空港A滑走路周辺地域における速やかで実効性のある航空機騒音対策の実施



調査地点、調査期日及び調査結果

市名	調査地点	A滑走路 中心点より の方位 及び距離	調査期日 平成20 年度	環境基準		調査期間内の WECPNL		
				類型	基準 (WECPNL)	1日間	7日間	
大村市	富の原小 学校	NE 1,200m	12.18～ 12.24	I	70	53.1～ 65.6	62	
	今津町住 宅	NE 650m	1.19～ 1.25			52.3～ 65.5		
	古賀島町 住宅 (A)	NNE 180m	12.9～ 12.15	II	75	67.1～ 75.5	74	
	古賀島町 住宅 (B)	SE 90m	1.27～2.2			70.2～ 80.8		79
	古賀島町 住宅 (C)	NE 160m	11.29～ 12.5			64.2～ 75.4		
	古賀島町 住宅 (D)	NE 90m	2.5～2.11			71.4～ 82.5		78

※WECPNL:加重等価平均騒音レベル

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 長崎空港A滑走路周辺地域においては、長年、航空機騒音が環境基準を超過し、周辺住民の生活に多大な影響を与えており、その対策は大村市政及び県政の重要な課題となっています。
- ・ 海上自衛隊大村航空基地は、主な騒音源である一方でこれまで4,200回を超える本県離島からの救急患者の搬送に昼夜を問わず尽力いただき、本県離島住民の安全・安心になくてはならないものとなっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 平成20年度における騒音度は、調査対象地区のうち2地区において環境基準を超えるものとなっております。
- ・ 平成22年度の防衛省予算において、長崎空港A滑走路地区の所管換を国土交通省から防衛省に行うとともに騒音対策に係る調査の実施についての予算化がなされていますが、具体的な騒音対策はこれからとなっております。

※平成22年度防衛省の予算の状況

- ①国土交通省から防衛省への所管替えに係わる経費 約60百万円
- ②騒音対策の検討に資するための騒音度調査に係わる経費 約20百万円

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

課題となっております航空機の騒音低減が図られるよう、環境基準を超えている地域での住宅防音工事を行っていただくなど、実効性のある対策を速やかに講じていただきますよう要望いたします。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

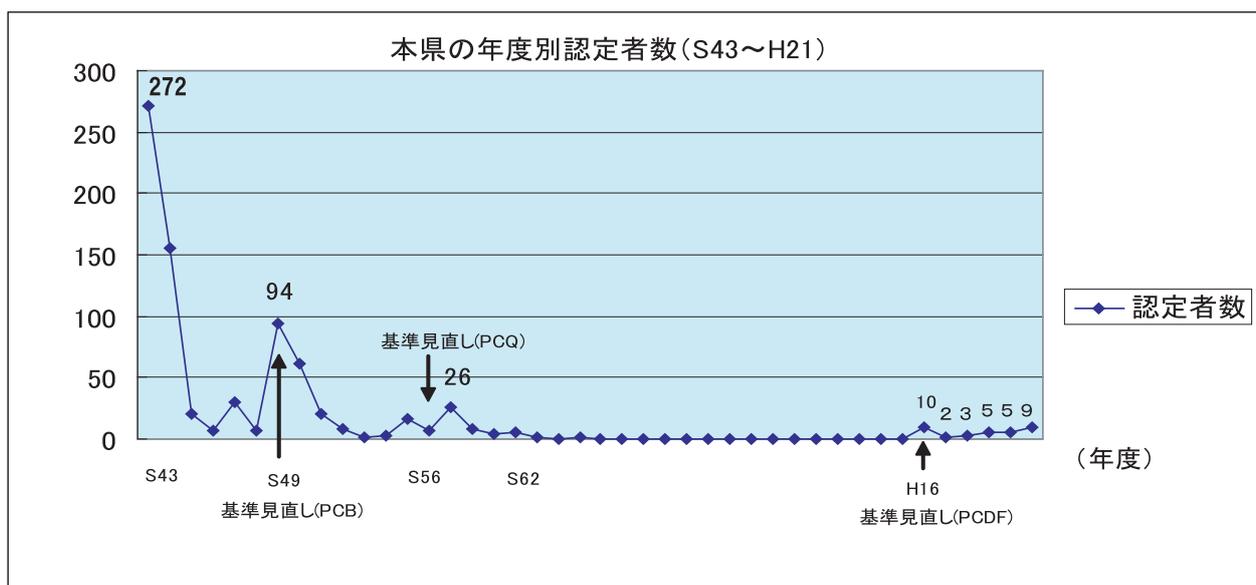
実効性ある航空機騒音対策を実施することで、周辺住民の生活環境を保全し、住民の健康の保護に寄与することができます。

21 カネミ油症被害者の救済について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

国が実施した油症患者健康実態調査の結果を踏まえ、カネミ油症が原因であると認められる疾患を客観的に評価して診断基準に加えるなど、基準の見直しを検討すること



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

カネミ油症事件は、昭和43年に本県及び福岡県を中心に西日本の広い範囲で発生し、ダイオキシンやPCBなどが混入した米ぬか油を摂取した約1万4千人が健康被害を訴えた食中毒事件です。

平成16年9月にカネミ油症診断基準の見直しが行われた結果、認定患者は全国で1,900名程度、本県においては788名となっています。

また、本事件は、これまで損害賠償の仮払金返還免除や、生存する認定患者への健康実態調査など被害者救済の道が開かれてきました。

しかしながら、その一方で認定患者と同じ米ぬか油を摂取し、健康被害を訴えている未認定者については、原因企業から一切の補償もなく、高齢化が進む中、医療費の負担も増大しており、さらなる被害者救済のため、診断基準の見直しを求める声が高まっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

事件発生から40年以上が経過し、被害者の高齢化が進んでおり、未認定者が訴えている自覚症状等がカネミ油症に起因するものか判断がつかない事例が多く、現在の診断基準は血液中のダイオキシン類濃度を重視せざるを得ない状況です。

よって、血液中のダイオキシン類濃度の数値が低い被害者は現在の診断基準では認定されない場合が多く、そのためカネミ油症が原因と認められる疾患を客観的に評価し診断基準に加えることが医学的に可能であるか検討を要します。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

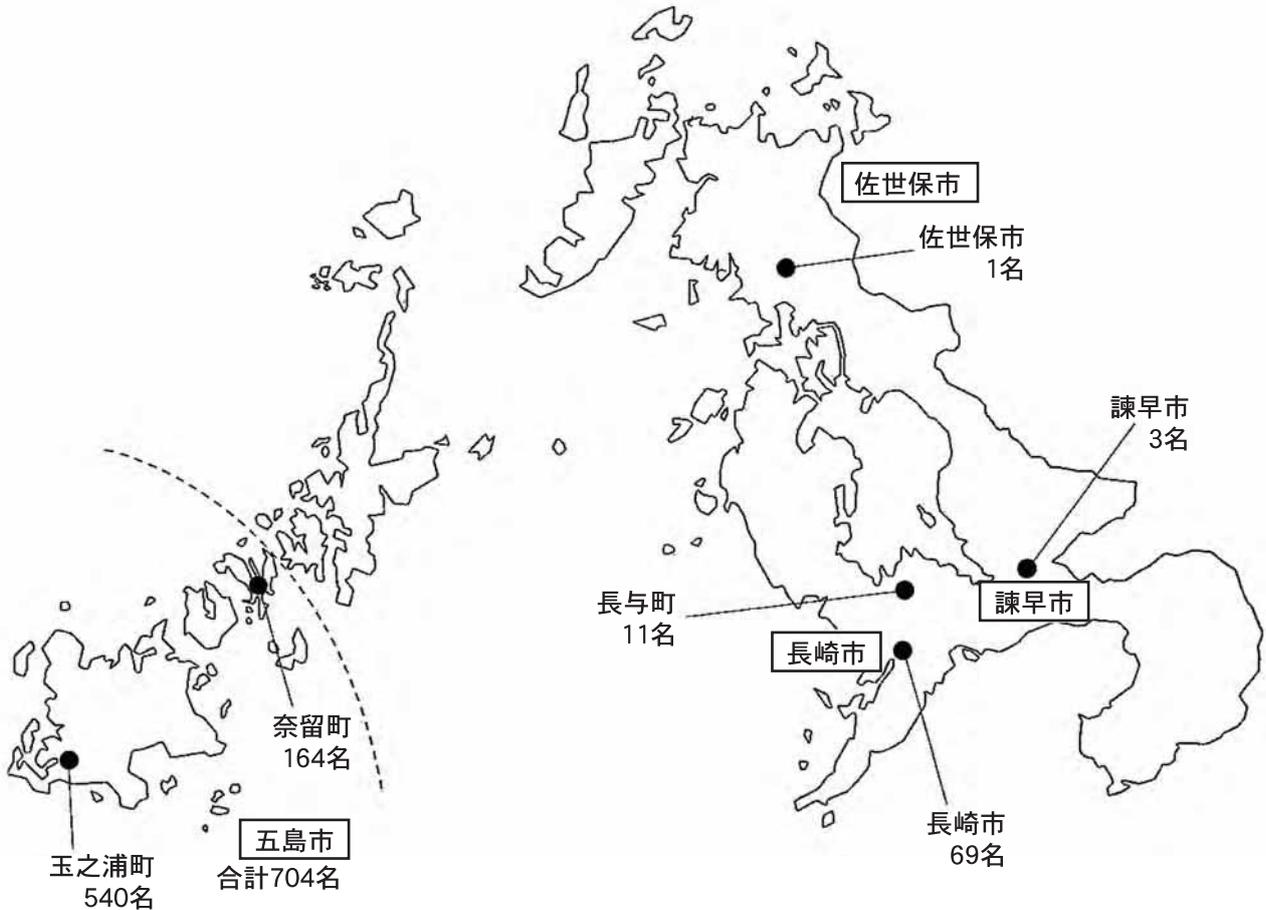
・カネミ油を摂取したことにより健康被害を訴えている未認定者については、カネミ油症が原因であると認められる自覚症状等の疾患を客観的に評価し診断基準に加えるなど、基準の見直しの検討を図り、より幅広い救済の道が開かれることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・油症診断基準が見直されることにより、健康被害を訴えている未認定者が新たに油症患者と認定される可能性が広がり、現在よりも幅広い被害者の救済が図れます。

【参 考】

長崎県におけるカネミ油症認定状況（平成22年3月末現在788名）



全国及び長崎県のカネミ油症被害状況（平成22年3月末現在）

	被害届出者数	認定患者数	生存認定患者数
全 国	約 14,000 名	1,941 名	1,384 名
長 崎 県	約 1,400 名 (全国比約10%)	788 名 (全国比約41%)	587 名 (全国比約42%)
内 訳	五島地区	約 560 名	・H16.9診断基準見直し前 本県在住 376 名
	長崎地区	約 350 名	754名認定 他県在住 206 名
	その他	約 490 名	・H16.9診断基準見直し後 不明 5 名
			34名認定

※被害届出者数は昭和44年7月1日現在

※生存認定患者数は平成22年3月末現在

22 漂流・漂着ごみの対策について

【内閣府、総務省、外務省、水産庁、国土交通省、農林水産省、海上保安庁、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 漂流・漂着及び海底ごみ対策に関する下記対策の確実な実施
 - (1) 地域グリーンニューディール基金事業後の新たな財政支援措置の創設
 - (2) 漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立
 - (3) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施
- 2 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択基準の緩和

1) 対馬における外国由来の海岸漂着物

回収された漂着ごみの外国製品の占める割合（国籍不明の物は割合から除外）

- ・ペットボトル 約80%（中国43%、韓国19%、その他18%）
- ・ライター 約75%（中国48%、韓国26%）

（環境省：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」結果）

2) 流木の漂流・漂着（平成18年度）

回収された流木（県下14市町に漂流・漂着）

流木数 77,909本 撤去・処理量11,082m³
（大きい流木は直径1m、長さ5～6m）

3) 医療系廃棄物の漂着（平成18年度）

回収された医療系廃棄物（県下12市町に漂着）

漂着数：5,369個（内17個に中国語等の表記）

内訳：注射器1,797個、バイアル瓶2,627個、試薬瓶860個、その他85個
（平成17年度にも約700個の医療系廃棄物が漂着）

4) 廃ポリタンクの漂着（平成19年～21年度）

回収された廃ポリタンクの実績（過去3年間）

- ・H21年度漂着量 全国総数22,194個、長崎県沿岸4,854個（全国1位）
- ・H20年度漂着量 全国総数16,959個、長崎県沿岸2,477個（全国1位）
- ・H19年度漂着量 全国総数43,034個、長崎県沿岸7,536個（全国1位）

【1 漂流・漂着及び海底ごみ対策について】

○地域グリーンニューディール基金事業後の新たな財政支援措置とは

地域グリーンニューディール基金の事業期間は平成21年度から平成23年度の3カ年となっています。

漂着ごみ（海岸漂着物等）は繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、平成24年度以降も継続して長期的に取り組む必要があります。

海岸漂着物処理推進法に基づいた長崎県海岸漂着物対策推進計画（地域計画）の回収事業等を実施するにあたり、恒久的な財政支援措置をしていただくことを望みます。

○その創設とは

平成24年度以降の漂着ごみの回収事業費等について、地域グリーンニューディール基金事業（地域環境保全対策費等補助金：補助率10/10）の継続、若しくは同等の交付税措置を望みます。

○漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立とは

漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法の規定により、海岸管理者等において海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとされていますが、漂着ごみの発生原因となりえる漂流ごみ、海底ごみについては、処理責任が明確になっておりません。

現在、主に市町や漁業者等が回収している漂流ごみ、海底ごみの処理責任の明確化と地方公共団体が漂着ごみと一体的に回収・処理等できる制度の確立を望みます。

○外交上の適切な対応の実施とは

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、環境の保全上支障が生じているとともに、回収・処理に多額の費用が生じています。

関係国に対して、早急に発生抑制対策を講じるように要請等を行うことを望みます。

【2 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業について】

○採択基準の緩和とは

洪水、台風又は外国から海岸に漂着した流木及びゴミ等により海岸保全施設の機能が阻害されている場合に当該流木等を処理する事業について、海岸保全施設の機能を維持し、津波、高潮、波浪その他による被害から海岸を防護するためには、その適用範囲の更なる拡大が必要ですので、現在、流木等の漂着量が1,000m³以上となっている採択基準について、公共土木施設災害復旧事業におけるダム貯水池の流木等除去と同様に、漂着量を500m³以上へと緩和していただくよう望みます。

○これまでの緩和の経緯

平成18年度までの採択基準等

- ①海岸保全区域内に漂着したもの
- ②海岸保全施設の区域及び同施設から1 km以内に漂着したもの
- ③漂着量が1,000m³を超えるもの
- ④補助対象となる処理量は、漂着量の70%とする
- ⑤原因を同じくした漂着物で、範囲が一連の海岸の場合

平成19年度改正

- ④の緩和等：事業の対象を「流木等」に限らず、「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充

平成20年度改正

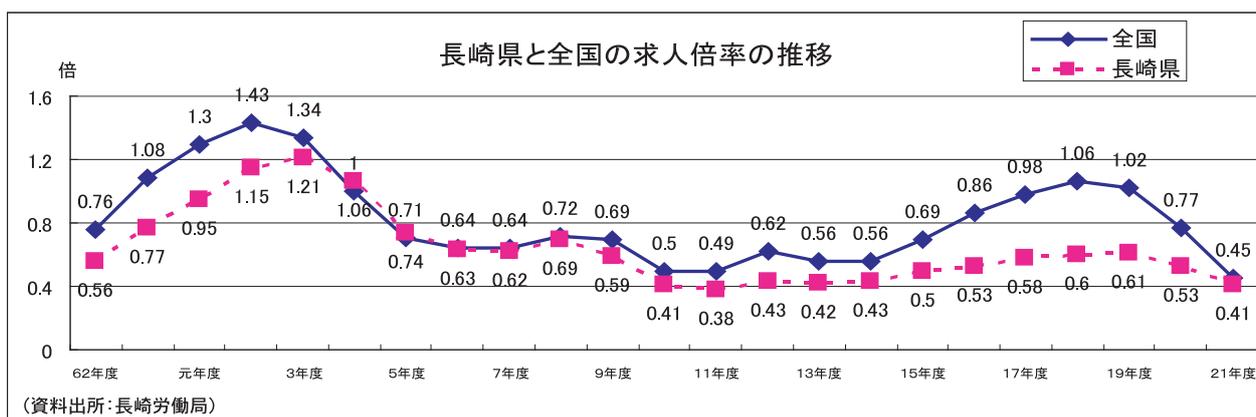
- ③、⑤の緩和：広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるように制度を拡充

23 経済・雇用対策について

【経済産業省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 景気の確実な回復はもとより、中長期的視点に立った的確な経済対策の実施を図ること
併せて、今後の成長戦略については、地域の実情を踏まえて対応すること
- 2 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」の交付金について、地域の実情に応じた弾力的かつ柔軟な運用を図ること
- 3 「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」について、雇用のセーフティネット」としてより効果的・効率的に活用できるよう支給要件の緩和措置の継続等を講じること
また、建設業以外の業績の厳しい企業の労働者が失業することなく円滑に他の企業へ移動できるように、当該労働者を新たに雇い入れた事業主に対する支援措置を講じること
- 4 就職を希望する離職者等に対する職業相談機能の充実を図ること
特に、若年者に対する就職促進施策の推進を図ること
- 5 公的職業訓練施設及び民間機関を活用し、企業ニーズや地域の実情に合った職業訓練機会の充実を図ること
特に、ポリテクセンター、地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設のあり方の見直しについては、地方の財政負担等の影響を十分に考慮すること
併せて、優れた技能の継承や地域産業の振興のための技能向上対策を拡充すること
- 6 雇用情勢が極めて厳しい離島地域において、「障害者就業・生活支援センター事業」を実施するため、障害者の就業に関する支援活動の実績要件(就職者数及び職場実習件数)を緩和すること
- 7 雇用保険の失業給付について、雇用情勢が厳しい地域において、給付日数延長対象者の拡充、離島地域の実情を勘案した循環的離職者の受給要件の弾力的な運用を図ること



【1について】

○中長期的視点に立った的確な経済対策の実施とは

緊急経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、景気は着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあるため、中長期的に景気が安定する経済対策を実施していただくことを望みます。

○成長戦略については、地域の実情を踏まえて対応とは

今後の成長戦略策定については、地域毎に意見交換会を実施されておりますので、引き続き意見交換会等を活用して、地域の声を十分踏まえて策定されることを望みます。

【2について】

○交付金について、地域の実情に応じた弾力的かつ柔軟な運用とは

数次にわたる支給要件の緩和により雇用創出が図られ、厳しい雇用情勢の下支えとなっておりますが、雇用期間が6ヶ月以内とされていること、職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの人材育成費の使用が認められている対象事業が制限されていること、附帯設備に係る改造、修繕、除去等の建設・土木工事が認められていないことなどの制約があります。雇用情勢が低迷する中において、地方の裁量により取り組めることを望みます。

【3について】

○雇用の「セーフティーネット」としてより効果的・効率的に活用とは

数次にわたる支給要件の緩和措置により雇用維持が図られ、厳しい雇用情勢の下支えとなっておりますが、造船業を中心とする本県の産業構造上、他県にくらべ雇用情勢の回復が遅れることが想定されることから、地域ごとに支給要件の緩和措置が継続され、活用できることを望みます。

○支給要件の緩和とは

数次にわたる生産量要件の緩和、助成率の引き上げにより多くの企業が利用している現状にあります。雇用情勢が回復するまで緩和措置の継続と、さらに制度が使いやすいよう休業の支給限度日数（3年間で休業300日）の拡大などを望みます。

○失業することなく円滑に他の企業へ移動とは

離職を余儀なくされる方が、在職中に企業の支援または本人の求職活動により失業することなく次の職場が決まることをいいます。

○当該労働者を新たに雇い入れた事業主に対する支援措置とは

現在、建設業を離職した45歳以上の方を新たに雇い入れた企業に対し、中小企業へは1人当たり1年間90万円、大企業へは1人当たり1年間50万円を支援する制度があります。建設業以外の業績が厳しい企業を離職される方へも、類似の支援制度の創設を望みます。

【4について】

○職業相談機能の充実とは

本県では、若者向け就業支援施設「フレッシュワーク」や中高年者向け就業支援施設「再就職支援センター」を設置して職業相談や情報提供、職場見学会等を実施していますが、就職促進施策について、さらなる予算、人的支援を望みます。

○若年者に対する就職促進施策の推進とは

特に厳しい雇用環境の若者に対して、本県では若者向け就業支援施設「フレッシュワーク」を設置・運営していますが、ハローワークとの一層の連携や新たな就職促進施策の実施を望みます。

【5について】

○公的職業訓練施設及び民間機関の活用とは

現下の厳しい雇用情勢を受け、国や県などが設置する公的職業訓練施設や専門学校等の民間教育訓練機関を活用して、離職者等の就職支援のため職業訓練の充実が必要です。

○企業ニーズや地域の実情に合った職業訓練機会の充実とは

技術力向上のために企業が求める訓練や、本県の基幹産業である造船業にかかる溶接技術など、若者のものづくり離れへの対応や高度な熟練技能を持つ団塊世代の大量退職に伴う技能継承を進めるための職業訓練の機会を設ける必要があります。

○ポリテクセンター等のあり方の見直しとは

H20年12月24日閣議決定により、(独)雇用・能力開発機構の「廃止」を決定し、その職業訓練施設であるポリテクセンター等の道府県等への移管等が示されています。

○地方の財政負担等の影響とは

雇用・能力開発機構設置の施設は雇用保険の財源により運営されており、これまで国で負担していた運営費補助等について、施設の移管による地方負担の増加が懸念されています。

【6について】

○「障害者就業・生活支援センター事業」の実施とは

社会福祉法人が受託するセンターでは、障害者の方の就職の促進や職場定着を目的に、就業による自立に向けて就業とそれに伴う日常生活、または社会生活上の必要な支援に対して、関係機関と連携しながら身近な地域において必要な指導・助言などの支援を行っています。

(参考) 年間委託料(平成22年度) 厚生労働省 就業支援約1,100万円 生活支援 約500万円

○障害者の就業に関する支援活動の実績要件の緩和とは

センターへの国の主な委託(実績)要件は、障害者の就業に関する支援活動が

- ・過去3年間で就職者10名以上
- ・過去3年間で職場実習のあっせんが20件以上

となっていますが、新たに離島圏域にセンターを設置するためには、就業機会が少ないなどにより該当する法人がほとんど無いため、同センター設置のために実績要件の引き下げ望みます。これまで国で負担していた運営費補助等について、施設の移管による地方負担の増加が懸念されています。

【7について】

○雇用保険の失業給付について、給付日数延長対象者の拡充とは

事業主の都合により解雇された方または雇止めの方を対象とした給付日数の延長措置を自己都合退職者まで拡充し、失業者が安心して求職活動に専念できるよう全ての受給者に支援する制度を望みます。

○地域の実情を勘案した受給要件の緩和とは

雇用の場が限られている離島地域において、同一事業所に就職、離職を繰り返し、その都度雇用保険を受給する循環的離職者に対し、全国一律に受給を制限する取扱いを実施するのではなく、求職者本人の再就職に向けた就職活動等をもって判断するなど、地域の実情を勘案した取扱いを望みます。

【長崎の情景④】



西日本を代表するテーマパークであるハウステンボス。HISによる支援により、再び輝きを取り戻しつつある。

24 口蹄疫防疫体制と農家支援対策の強化について

【総務省、農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 口蹄疫が他地域に拡大しないように、国は早急に原因を究明するとともに、今以上の迅速な防疫対策を講じ、早期終息を図ること
- 2 迅速な初動防疫を可能にするため、口蹄疫の検査を行うことができる検査施設を全国各ブロックに整備すること
- 3 九州北部3県についても、発生県及び隣接3県と同様に感染防止対策を強化する必要があることから、消毒薬購入経費の全額助成措置を講じること
- 4 移動・搬出制限区域以外においても、延期または中止された家畜市場に出荷を予定していた農業者に対して、滞留する牛・豚への飼料等の助成措置を講じること
- 5 家畜疾病経営維持資金及び農林漁業セーフティネット資金の無利子化を図るとともに、これら金融支援措置の対象に、生活関連資金や延期または中止された家畜市場に出荷を予定していた農業者や発生県からの搬出の自粛を行った農業者まで含めること
- 6 口蹄疫の発生に伴い、県や関係機関・団体が要した経費について、特別交付税措置を含む、十分な財政措置を講じること



【1 口蹄疫の早期終息について】

○早急な原因究明とは

今回の発生で分離されたウイルスは、2010年に韓国や香港で分離されたウイルスと近縁であることが確認されていますが、感染ルートは明らかになっていません。今後、新たな地域での発生を未然に防ぐため、早急な原因究明を望みます。

○今以上に迅速な防疫対応とは

埋却場が確保されず殺処分が進まないため、新たな感染源となり発生が継続しています。感染拡大を防ぐためには、感染家畜の早期殺処分・早期埋却処分が必要不可欠です。市や町の公有地を確保してもなお不足する場合は、国は早急に埋却場の確保に努めることを望みます。

【2 迅速な初動防疫について】

○検査施設の整備とは

現在、口蹄疫のウイルス検査は、ウイルス拡散防止の観点からバイオハザードレベルの高い東京都小平市にある動物衛生研究所海外病研究施設で一元的に行われています。そのため、検体の搬送に時間を要し、検査結果が判明するまでに時間を要する状況となっています。

迅速な初動防疫を可能にするため、全国各ブロックに検査施設を整備することを求めます。

【3 発生県及び隣接県と同等の感染防止対策について】

○消毒薬購入経費の全額助成措置とは

現在、宮崎県及びその隣接県である鹿児島県、熊本県、大分県については、防疫対策に必要な消毒薬の購入経費を国が全額助成する措置がとられています。九州北部3県についても、ウイルス侵入防止対策の強化が必要であり、そのことが九州外へのウイルス拡散防止対策にもつながります。したがって九州北部3県についても、国家防疫として消毒薬の全額助成を求めます。

【4 家畜市場の開催延期または中止に伴う滞留家畜の飼料代等について】

○滞留する牛・豚への飼料等の助成措置とは

現在、宮崎県だけでなく九州各県の家畜市場において、防疫の観点から市場開設者が自主的に市場開催を延期又は中止しています。出荷を予定していた生産者は家畜を出荷できずやむを得ず農場で飼養しており、飼料費等の経費が経営負担になっています。

今般、成立いたしました口蹄疫対策特別措置法では、家畜伝染病予防法に基づく移動制限または搬出制限区域内の生産者については損失の補てん措置が講じられますが、区域外の生産者については補てんの対象とはなりません。

このため、発生地域以外についても、市場再開までに生産者が負担した飼料費等の経費について、国の全額助成を求めます。

【5 金融支援措置について】

○農家の現状及び資金対策

各県において水際防疫の観点から家畜市場の開催を自粛しており、市場に出荷を予定していた農業者は収入を閉ざされ資金繰りに苦慮している状況にあります。そのような中、家畜疾病経営維持資金及び農林業セーフティネット資金が九州各県で利用できるようなにはなっていますが、本来、市場に出荷して収入を得ていればこれらの資金を利用することはなく利子を支払うことはありません。

農家の窮状を考慮し、国はこれらの資金を融資するにあたり利子補給を行い無利子化を図るよう望みます。

【6 財政措置について】

○農家の現状及び資金対策

発生県及び隣接県はもとより九州各県においては、県をはじめ市・町、農業団体等が一体となり口蹄疫侵入防止対策を強化しています。また、家畜市場の開催延期により収入が途絶えた農家の支援対策にも取り組んでいます。各種対策に要した経費については、特別交付税措置を含む十分な財政措置を望みます。

25 林業公社に対する支援制度の拡充について

【農林水産省、林野庁、総務省、日本政策金融公庫】

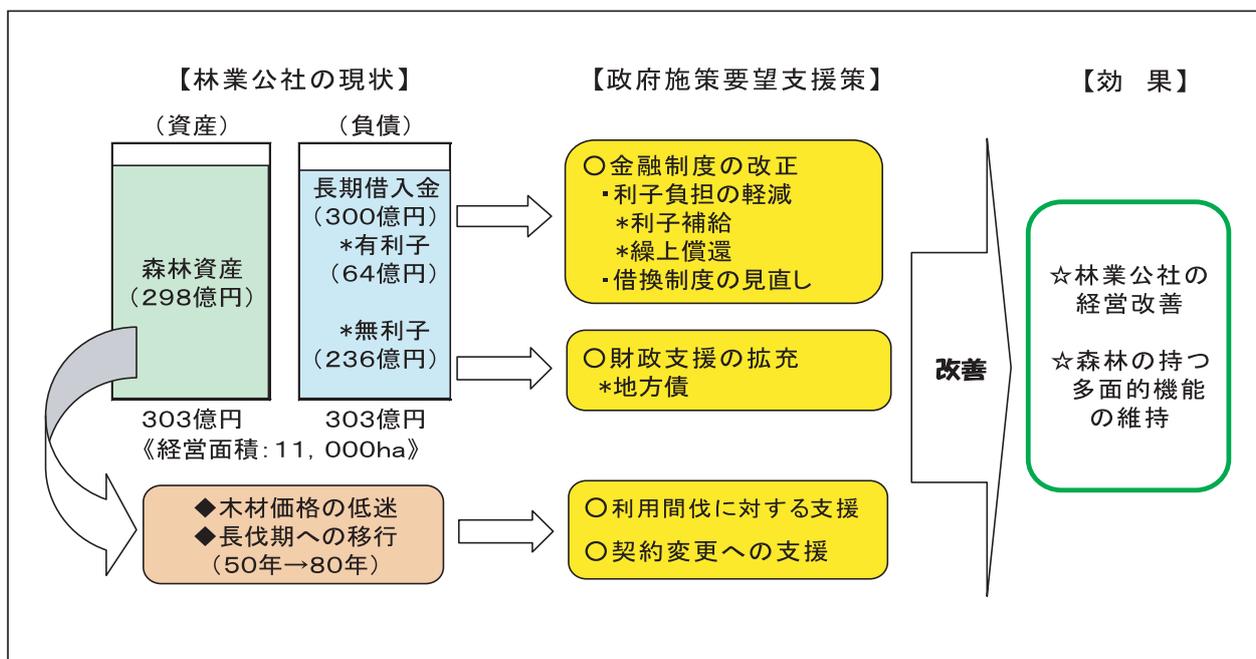
【提案・要望の具体的内容】

- 1 株式会社日本政策金融公庫の融資制度の改正等
 - (1)利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設
 - (2)高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設

- 2 契約の長期化などに対応した制度の整備
 - (1)分収契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とする制度の創設
 - (2)森林整備法人が行う登記に係る登録免許税の免除

- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援の拡充
 - (1)地方債の拡充

- 4 利用間伐推進のための経営安定化対策等の創設



【1 株式会社日本政策金融公庫について】

○利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金とは

償還円滑化のための資金は、各年度ごとの償還元金の90%を借換できる資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りることを条件とした有利子資金であり、借り換えて償還期限を延長しても林業公社の金利負担は増加することになるため、借り換え後の金利負担が軽減されることを望みます。

○国による利子補給制度の創設とは

償還期間の長期化により林業公社の資金繰りが圧迫される中、公社の利息負担を軽減するため、償還円滑化資金に対し国が利子補給を行う制度の創設を望みます。

○高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設とは

日本政策金融公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借り入れ残高がまだ多く残っている現状であり、その金利負担が林業公社の経営に大きく影響しております。

高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設を望みます。

【2 契約の長期化について】

○契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とするとは

共有林の分収林契約においては、一部の土地所有者が未相続・消息不明等になっている場合もあり、変更契約や登記等の手続きが非常に困難となっている状況にあります。

複雑化する権利関係について適確に保全を進めるのはもちろん、円滑な事業推進を図るため、分収林契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とする制度の創設が必要です。

○登録免許税の免除とは

現在、林業公社では、長伐期に伴う契約変更、登記事項の変更等を行っており、独立行政法人等と同様に、登録免許税等の手数料免除の措置を望みます。

【3 森林整備法人の経営安定化等について】

○地方債の拡充とは

県が林業公社の経営安定化のために行う貸付金等について、多額の一般財源の確保が厳しいため、起債制度の対象とする必要があります。

【4について】

○利用間伐推進のための経営安定化対策等の創設とは

林業公社は、収益確保のため利用間伐を推進しているところでありますが、木材価格の変動に左右されない利用間伐の実績に応じた新たな交付金制度等の経営安定化策が必要であります。

26 WTO農業交渉並びに日豪EPA交渉における適切な対応について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

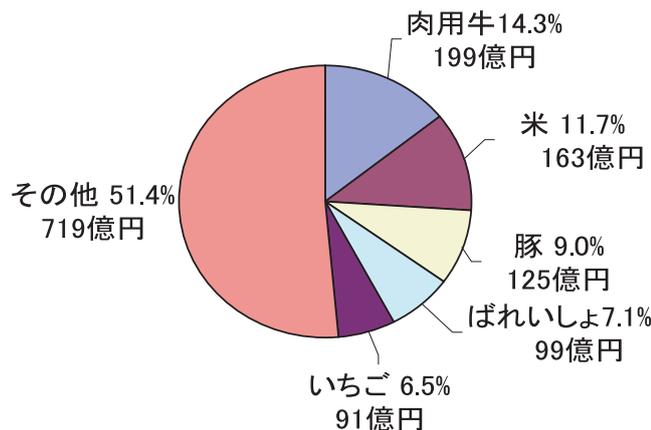
(WTO農業交渉)

- 1 上限関税の設定は断固阻止すること
- 2 重要品目の十分な数を確保するとともに、その取扱いの柔軟性を確保すること

(日豪EPA交渉)

- 1 我が国の農業に重要な地位を占めている米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税が撤廃された場合、農業のみならず関連産業など地域経済に及ぼす影響は甚大であることから、これらの品目については、関税撤廃の除外の対象とするなどの例外措置を確保すること
- 2 また、豪州が我が国の重要品目について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を下すこと

○平成20年 長崎県品目別農業産出額
(1,396億円)



○日豪EPA交渉で関税が撤廃された場合の影響(4品目)

	全 国		本 県
	産出額	増減率	産出額
牛 肉	▲2,500億円	(▲ 56%)	▲100億円
乳製品	▲2,900億円	(▲ 44%)	▲ 25億円
小 麦	▲1,200億円	(▲ 99%)	▲ 4億円
砂 糖	▲1,300億円	(▲100%)	—
合 計	▲7,900億円		▲129億円

(全国：平成18年12月1日農林水産省試算、公表本県：全国と同様の条件で試算)

【1 WTO農業交渉について】

○上限関税の設定とは

関税の高いものについては上限を設け、その水準まで関税を引き下げるという考え方を米国が強く主張しています。例えば、上限関税100%の場合は、関税率が100%を上回る関税は100%以下に引き下げることが必要です。上限関税が設定されれば、輸入農産物の価格が下がることから本県の主要品目である肉用牛、米、豚、ばれいしょも大打撃を受けるため、関税の上限設定には断固反対します。

○重要品目の十分な数を確保とは

重要品目とは、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響のおそれがある品目のことであり、一般品目より高い関税をかけることで輸入が制限されていますが、国内農業の保護のためにも十分な品目の数の確保が必要です。

○取扱いの柔軟性を確保とは

重要品目については一般品目と異なり、関税の大幅削減は国内農業に大きな影響があることから、小幅の関税削減と一定の数量での低税率の輸入枠（関税割当枠）の拡大を組み合わせるといった関税削減方法に十分な柔軟性が必要です。

【2 日豪EPA交渉について】

○重要品目の関税が撤廃された場合、農業のみならず関連産業など地域経済に及ぼす影響とは

豪州は、原則全品目の関税の即時撤廃を主張しており、実施されればその大きな生産格差から安価な輸入農産物が大量に出回り、本県を含めた国内農業及びその関連産業、農業の有する多面的機能や農村及び地域経済等に重大な影響があります。

○関税撤廃の除外の対象とするなどの例外措置を確保とは

関税が撤廃されれば、輸入が加速し、国内農業は大打撃をうけるため、米、牛肉等の国内農業の重要品目については関税撤廃を行わないよう、例外措置を設けることが必要です。

○重要品目についての十分な配慮とは

日本が主張する重要品目は、輸入の増加により国内経済・社会に悪影響のおそれがある品目であることから、全品目の即時撤廃ではなく重要品目の取扱いに十分な配慮を求めることが必要です。

○交渉の継続について中断も含めた厳しい判断とは

重要品目数の例外措置等の確保が出来ない場合は、関連産業を含めた国内農業を守ることは出来ないことから、安易な妥結は行わず、交渉の中断も辞さない厳しい姿勢で望むことが必要です。

27 市町村への教職員人事権の移譲について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

離島やへき地が多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持されること

○長崎県においては、昭和52年から広域交流人事を行っており、これにより本土部と離島部の教育格差は以下の①～③のとおりほとんど見られません。

① 平成21年度「全国学力・学習状況調査」において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。

1 教科の平均点		
	小学校	中学校
本土部	62.1点	68.3点
離島部	60.4点	69.4点

② 広域交流人事開始当時と最近の高校等進学率を本土部と離島部で比較すると、以下のとおりです。

	昭和52年度	平成21年度
本土部	約92%	約98.7%
離島部	約85%	約97.4%

③ 広域交流人事直前と最近の国公立大学への合格状況を本土部と離島部で比較すると、以下のとおりです。

	昭和49年度	平成21年度
本土部(A校)	194名(34.0%)	172名(66.7%)
離島部(B校)	21名(8.4%)	90名(46.9%)

※()は普通科卒業生比

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

市町村への人事権移譲については、平成17年10月の「中央教育審議会答申」の中で、当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当とされて以来、これまで各方面で論議されていますが結論には至っていない状況です。

離島地域や過疎地域が多い本県では、現行法下において昭和52年度から広域交流人事により、バランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきました。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 中核市や特例市などの大規模市においては、都市指向から優秀な人材が確保できるが、離島やへき地においては、逆の現象が生じることが予想され、教育水準の地域間格差が発生します。
- ・ 児童生徒の減少により、大規模市以外の市町村では人事異動が硬直化し、年齢や教科などバランスのとれた人材確保が困難となり、学校運営に支障をきたします。
- ・ 管理職の登用枠が減少し、計画的な登用が困難となり高齢化します。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 平成20年4月に改正された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、同一市町村内の教職員の異動については、市町村教育委員会の意向が強く反映されるようになっています。よって、制度の改正はこれにとどめ、現行の県費負担教職員制度を堅持されるよう望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 現行のとおり、県教育委員会が教職員人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等性が図れます。
現行の県費負担教職員制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成にとって大きな後ろ盾となるものです。

28 学校施設の耐震化にかかる財源の拡充について

【文部科学省、内閣府】

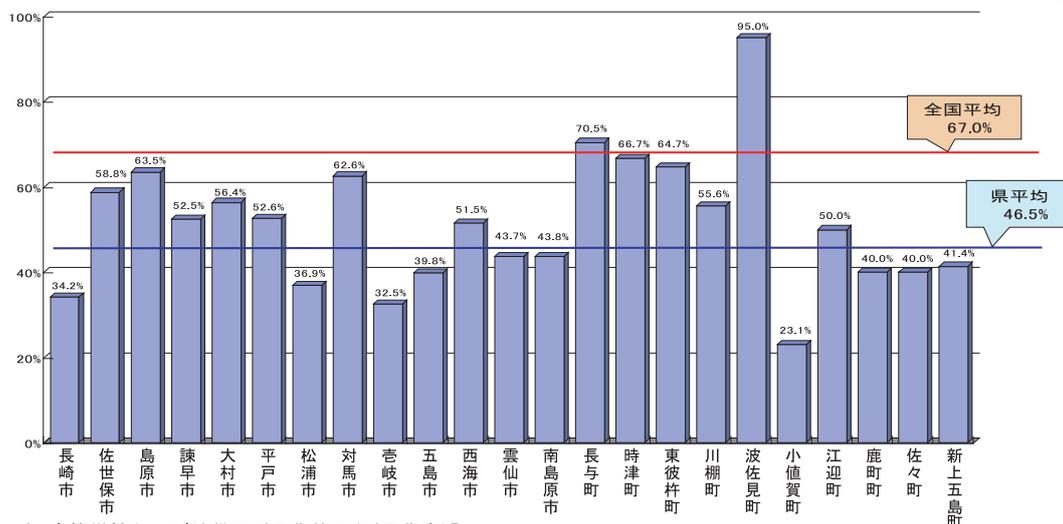
【提案・要望の具体的内容】

- 1 耐震化事業にかかる国庫補助の充実
 - (1) 学校施設の耐震化にかかる国庫補助率の嵩上げ措置を、平成23年度以降も継続すること
 - (2) Is値0.3以上0.7未満の施設についてもIs値0.3未満と同様の国庫補助率の嵩上げを図ること
 - (3) 私立の小中高等学校については増改築工事を補助対象とすること
- 2 耐震化のための地方財政措置の充実

公立の小中学校及び高等学校等の耐震化に必要な財源確保のため、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること

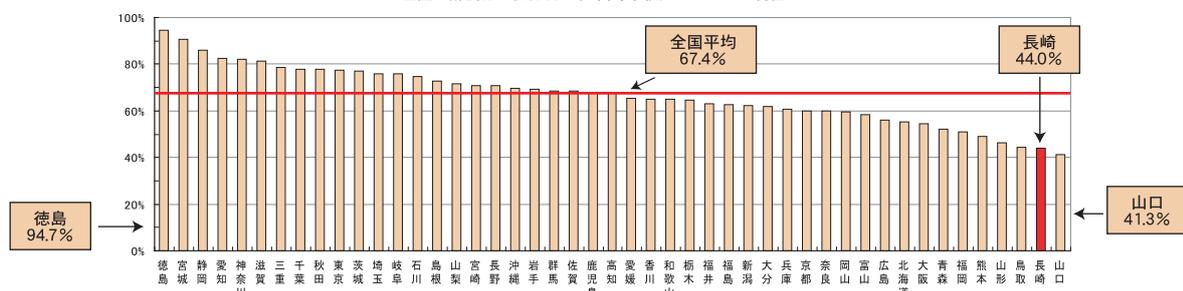
【市町立小中学校耐震化状況(耐震化率)】

平成21年4月1日現在

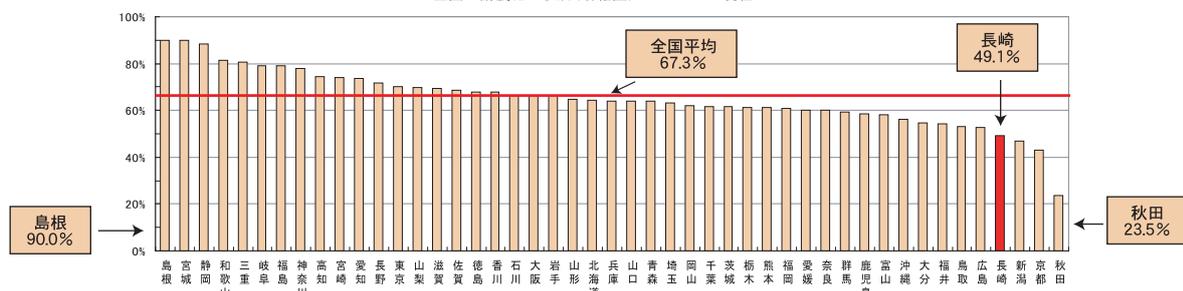


【私立小・中・高等学校および幼稚園耐震化状況(耐震化率)】

全国の耐震化の状況(小・中・高等学校) H21. 4. 1現在



全国の耐震化の状況(幼稚園) H21. 4. 1現在



【1 国庫補助について】

◆嵩上げの継続

○国庫補助率の嵩上げ措置とは

地震防災対策特別措置法による第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～平成22年度）に計上している公立小中学校の校舎・体育館は、耐震補強事業の補助率が1/3から1/2に、嵩上げされています。地震防災対策特別措置法の改正（平成20年6月18日施行）により私立学校の補助が追加され、I s 値0.3未満の校舎・体育館については、更なる嵩上げがなされています。

- ・耐震補強の補助率（公立小中）1/2→2/3（私立）1/3→1/2
- ・改築の補助率（公立小中）1/3→1/2（私立）制度なし

○平成23年度以降の継続とは

学校は子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地震などの非常災害時には地域の応急避難場所になるため、耐震化は喫緊の課題となっていますが、第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～平成22年度）が本年度末に期限を迎えます。平成23年度以降も学校施設の耐震化に係る嵩上げ措置を継続していくことが、設置者の事業実施を促進し、耐震化を加速することができます。

◆I s 値0.3未満と同様の嵩上げ措置

○I s 値0.3以上0.7未満の施設とは

I s 値とは、建物の地震に対する強さを表す指標とされており、数値が低いほど耐震性能が低いとされています。国土交通省によると、I s 値0.3未満である建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性が高いとされ、I s 値0.3以上0.6未満の建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性がある建物とされています。

なお、文部科学省では、I s 値0.7未満の建物の耐震改修を補助対象としています。

○I s 値0.3未満と同様の嵩上げとは

地震防災対策特別措置法の改正（平成20年6月18日施行）により、I s 値0.3未満の校舎・体育館については、耐震補強の国庫補助率が1/2から2/3に、改築の国庫補助率が1/3から1/2に嵩上げされていますが、I s 値0.3以上0.7未満の施設については、嵩上げ措置がありませんので、耐震化を加速するためにはI s 値0.3未満と同様の嵩上げが必要です。

◆増改築工事

○私立の小中高等学校の増改築工事とは

私立学校・幼稚園においては、工事にかかる設置者負担が大きいため、平成21年度から耐震化促進のための県独自の補助制度を創設していますが、思うように取組が進まない状況です。また、私立小中高等学校の増改築は補助対象とならないため、耐震化を加速するためには国の財政支援が必要です。

【2 耐震化のための地方財政措置について】

○公立の小中学校及び高等学校等の耐震化に必要な財源とは

公立小中学校の施設整備は、国の補助を受けて設置者である市町が実施していますが、耐震化には多額の経費がかかるため、国庫補助以外の市町の財政負担も大きくなります。

県立学校など単独事業で実施する耐震補強工事を含め、設置者負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置も受けていますが、耐震化促進のためには一層の充実が必要です。

○地方債及び地方交付税措置の充実とは

実質的な地方負担額の縮小のため、地方債の充当率及び地方交付税充当率の拡充により、一層の耐震化の促進が図れます。

地域主権の確立

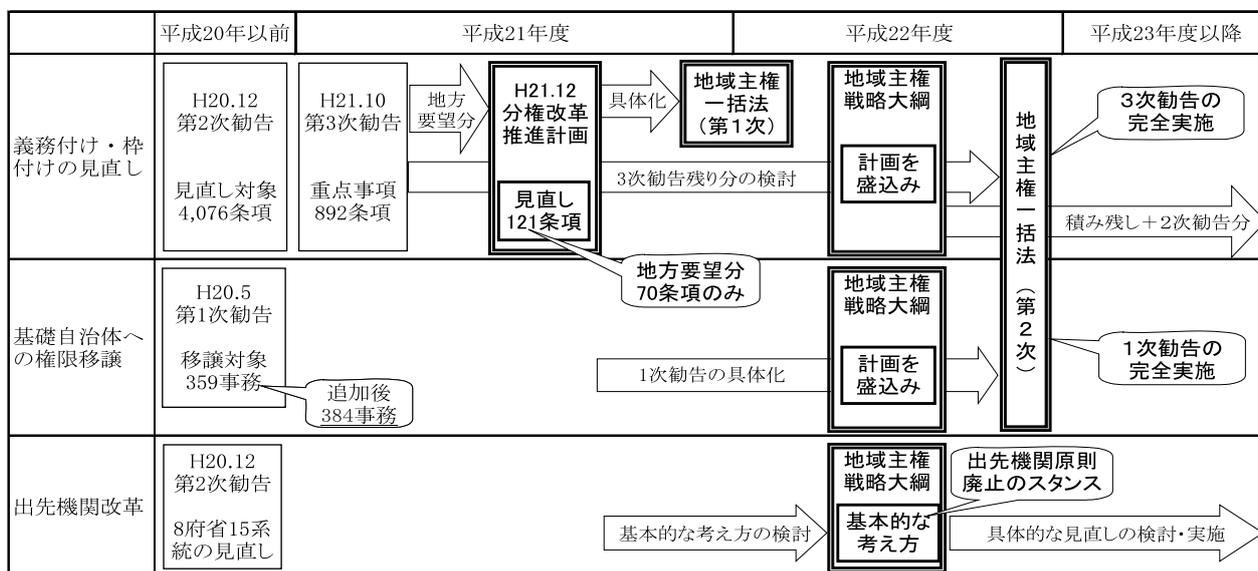
29 地域主権改革の推進について

【内閣府、総務省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域主権推進一括法案並びに国と地方の協議の場に関する法律案については、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組む真の分権型の社会の実現のために必要不可欠なものであるため、早期に成立させること
- 2 地方のことは、地方自らの責任と判断によって主体的に政策ができるよう、まずは国と地方の役割分担を見直し、国から地方への権限・事務の移譲、国による過剰関与、さらなる義務付け、枠付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消など、国と地方の関係の総点検を行うこと
- 3 自主・自立的な行財政運営ができるように、国と地方の役割分担に応じて、国税と地方税の税源配分の見直しを行うなど、税源移譲を含めた地方の税財源の充実強化を図ること
- 4 税源移譲については、地域間格差をより一層拡大させることがないように、偏在度の少ない税目で行うとともに、それでも生じる税収格差の是正については、一定の行政水準の維持・確保のため、地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を強化し、その所要額を確保すること

【地域主権改革の工程表】



【2 国と地方の役割分担について】

○国から地方への権限・事務の移譲とは

地方自治体は、住民に対して幅広い行政サービスを提供していますが、こうしたサービスの多くは、実質的な決定権が国に留保されているのが現状です。政府においては、現在、精力的に地域主権改革の具体化に取り組まれておりますが、地域住民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組むことができるようにするため、地方自治体への事務事業の移譲、地方自治体の行政サービスの提供に関する決定権・裁量権の拡大が実現されることを望みます。

○国による過剰関与、さらなる義務付け、枠付けの廃止・縮小とは

国の義務付け、枠付けの見直し対象については、地方分権改革推進委員会の第2次勧告において4,076条項が提示され、その中でも第3次勧告において重点事項として892条項が提示されておりますが、地方分権改革推進計画では121条項しか盛り込まれておらず、現在、地域主権戦略大綱の策定に基づき見直しが進められていることから、残された条項についても積極的な見直しを望みます。

○国と地方の二重行政の解消とは

地域と密着性の高い行政分野に関する国の出先機関は、全国に8府省15系統約3,400機関あり、国の出先機関の事務には地方自治体の事務と重複するものが多く、地方自治体で行った方がより効果的・効率的に実施できるものが多いのが実情です。国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国の出先機関を原則廃止することとし、その実現を通じて権限、財源の移譲を確実に進められることを望みます。

【3 税財源について】

○自主・自立的な行財政運営とは

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるため、国からの補助金や交付金などに依存することなく、可能な限り県税など、県独自で得られる収入によって、行政運営・財政運営を行えることを望みます。（自主財源比率を高めることによって、出来るだけ国に頼らない行政運営・財政運営を行えることを望みます。）

○国税と地方税の税源配分の見直しとは

国、地方の歳出と租税負担の状況は、歳出純計に占める国と地方の歳出割合は概ね4：6であるのに対し、租税総額に占める国税と地方税の割合は概ね6：4となっており、地方における歳出規模と地方税収には乖離があるため、歳出規模にあわせた国税と地方税の税源配分の見直しが必要です。

【歳出純計に占める国、地方の歳出割合】

国の歳出（約4割）	地方の歳出（約6割）
-----------	------------

【租税総額に占める国税と地方税の割合】

国税（約6割）	地方への移転	地方税（約4割）
---------	--------	----------

【見直し後の国税と地方税の割合】

国税（約5割）	地方税（約5割）
---------	----------

○税源移譲を含めた地方の税財源の充実強化とは

国税と地方税の税源配分を見直すため、国税から地方税への税源移譲などによって税源配分の見直しを行い、歳出と租税負担の乖離をできるだけ縮小し、地方税中心の歳入体系の構築を望みます。

【4 税源移譲について】

○地域間格差をより一層拡大させることがないよう、偏在度の少ない税目で行うとは

地方税の種類には、税収が都市部などに集中する法人関係税や、地域による税源の偏りが少なく、税収が安定している地方消費税などがあります。国から地方への税源移譲にあたっては、景気の変動に左右されにくい安定的な財源である地方消費税での移譲を望みます。

○地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を強化とは

国から地方へ地方消費税での税源移譲が行われたとしても、地方間の税収格差は依然として解消されません。医療・福祉・教育など必要な行政サービス実施のため、地方自治体間の財源の不均衡調整や税収だけでは賄えない場合の確実な財源の補填を望みます。

○所要額を確保とは

地方交付税の総額を決めるにあたっては、地方財政計画（歳出）に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げるとともに、それに対応した総額を確保されることを望みます。

交流を拡げる魅力的な まちづくり

(もてなしあふれる観光交流促進プロジェクト)

30 第三セクター鉄道及び地方民営鉄道の施設整備について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

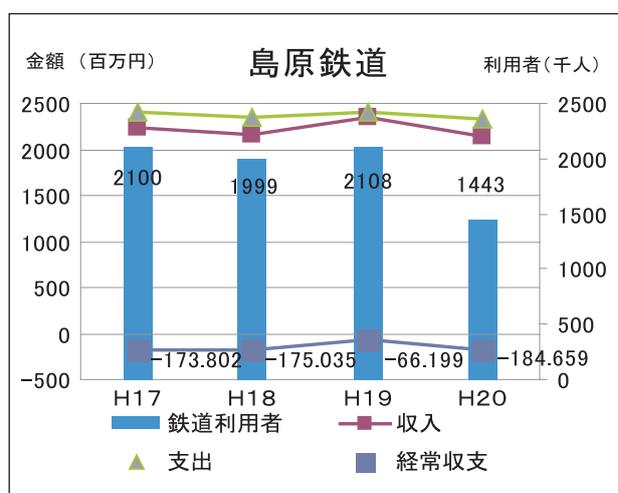
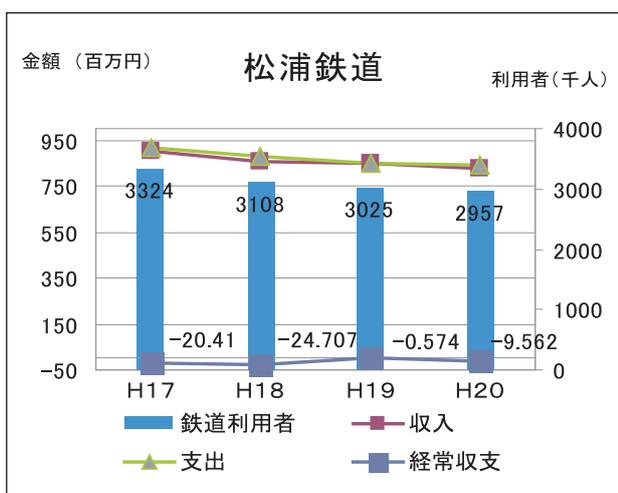
- 1 鉄道軌道輸送対策事業費補助事業における車両設備など重要施設整備の補助率
嵩上げ
- 2 安全運行確立のため国の制度に従って計画的に実施される施設整備にあっては
確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付
- 3 同事業における地方負担に係る財源措置

松浦鉄道 (千人・千円)

年 度	鉄道利用者	収 入	支 出	経常収支
H17	3,324	898,997	919,408	-20,410
H18	3,108	855,107	879,814	-24,707
H19	3,025	845,543	846,117	-574
H20	2,957	828,105	837,667	-9,562

島原鉄道 (千人・千円)

年 度	鉄道利用者	収 入	支 出	経常収支
H17	2,100	2,240,795	2,414,597	-173,802
H18	1,999	2,165,728	2,340,763	-175,035
H19	2,108	2,344,273	2,410,472	-66,199
H20	1,443	2,150,412	2,335,071	-184,659



【1 鉄道軌道輸送対策事業費補助事業について】

○車両設備など重要施設整備の補助率嵩上げとは

本事業は、鉄道事業者が行う安全性の向上のための設備の整備等に対して補助を行うものですが、一律1/3の補助率となっています。安全運行維持のためには、老朽化した車両設備や線路設備などの重要施設の整備を優先的に行う必要がありますが、現行の補助率での実施は、経営が苦しい事業者には大きな負担となっているため、これらの施設の整備についての補助率を嵩上げしていただくことを望みます。

【2 安全運行の確立について】

○国の制度に従って計画的に実施される施設整備とは

安全性の向上のための施設整備として実施する「安全輸送設備整備事業」については、地方運輸局長に提出された「安全輸送設備整備計画」に基づいて行われる必要があります。

○確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付とは

鉄道施設は、安全運行を維持するために常にメンテナンスが必要で、鉄道事業者は計画的に施設設備を更新していますが、計画どおりの補助が受けられないと脆弱な地方鉄道事業者では安全整備が遅れ、運行に支障が生じるため、十分な予算措置を講じられることを望みます。

【3について】

○地方負担に係る財源措置とは

本事業を実施する場合は、国補助額と同額以上の地元自治体の補助が義務となっていますが、財政力が弱い沿線自治体の一般財源での支援には限界があります。このため、地方バス路線や離島航路等の維持に要する経費と同様に、地方負担額を地方交付税の対象とするなどの財源措置を講じられることを望みます。

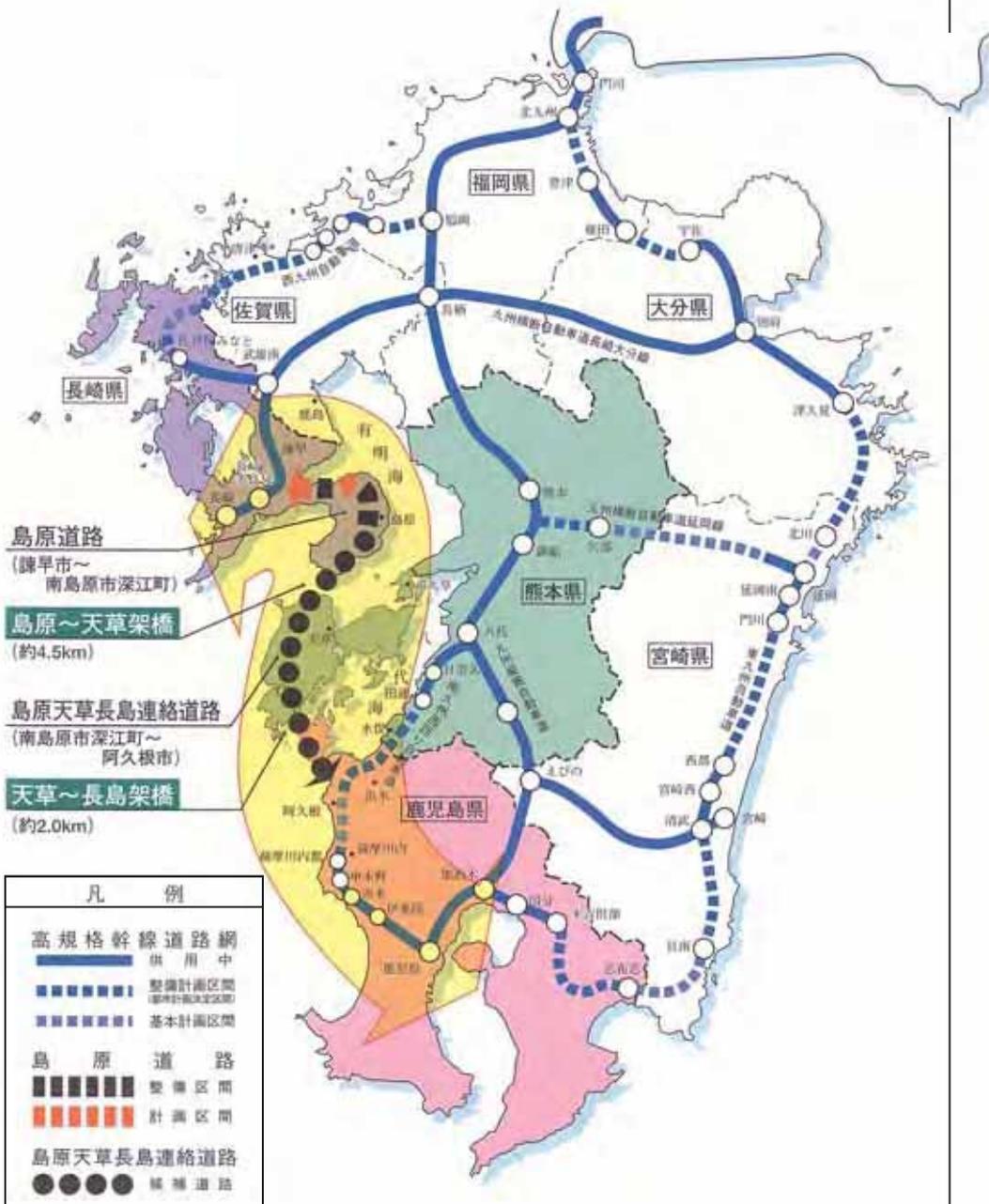
31 島原・天草・長島架橋構想の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 島原・天草・長島架橋建設に資する調査の実施
- 2 地域高規格道路の計画路線である島原道路の整備促進及び候補路線である島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ

島原・天草・長島架橋構想、九州西岸軸構想



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など大きな開発ポテンシャルを持った地域であり、新しい広域観光ネットワークの形成や農水産物の供給基地としても大きな発展可能性を有しています。

しかしながら、九州西岸地域は高速交通体系の未整備や二つの海峡による分断により地域全体が連携した振興策を進めることが困難な状態にあります。

このため、様々な分野での地域間交流や交流人口の拡大、産業全般の活性化、さらには国際的な交流基盤の形成を促進するためにも、島原・天草・長島架橋構想は、国家的プロジェクトとして推進を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・島原天草長島連絡道路にかかる国による調査の中止。

国土交通省は平成20年度から個別の架橋プロジェクトに関する調査を中止し、広く一般的な橋梁にも共通する技術研究テーマに限定して行うこととしています。

・国、地方をあわせた財政状況が悪化するなか、公共工事とりわけ大型プロジェクトの推進は厳しいものがあり、事業の必要性についての国民的理解を得ることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

1. 島原天草長島連絡道路の一部である島原・天草・長島架橋建設に資する国による調査の再開
2. 島原道路（計画路線）の整備促進と島原天草長島連絡道路（候補路線）の計画路線への格上げ

【架橋建設に資する調査とは】

- ①技術調査 ・自然条件等に関する基礎調査（気象・地形・地質・航行船舶など）
・ルート、構造等に関する検討（ルート、設計条件、橋種など）
- ②経済調査 ・交通需要推計、直接的・間接的な便益の算定など

【島原道路の整備促進・島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げとは】

候補路線・・・地域高規格道路として整備を進めることの妥当性、緊急性等について検討を進める路線



計画路線・・・地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線



計画路線もさらに「調査区間」と「整備区間」に区分され、整備区間の指定後、順次事業が着手されていく

地域高規格道路整備の流れ

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・島原道路（諫早市～南島原市深江町）の整備促進による時間短縮効果：90分→40分
- ・島原・天草・長島架橋構想および九州西岸軸構想が実現した場合
時間短縮効果 現在：長崎市→鹿児島市 約7時間 5分（フェリーと車での最短）
整備後： " 約3時間20分（約3時間45分の短縮）
- ・災害時や緊急時における代替道路や複数のアクセスルートの確保